

Q4-5. タバコ一箱(20本)を30年間吸い続けた後に禁煙した人たちのうち、何%が生涯のうちにタバコの害が原因で肺がんになると思いますか？(NA)	度数	%
0	20	1.3
1~10	429	28.6
11~20	303	20.2
21~30	253	16.9
31~40	117	7.8
41~50	158	10.5
51~60	70	4.7
61~70	40	2.7
71~80	51	3.4
81~90	28	1.9
91~100	31	2.1
集計母数	1500	100.0

Q5-1. 毎日タバコを5本程度吸う人のことを考えてご回答ください。この人たちが同じ程度タバコを吸い続けた場合、こうした人たちのうち何%が生涯のうちにタバコの害が原因で肺がんになると思いますか？(NA)	度数	%
0	113	7.5
1~10	1051	70.1
11~20	139	9.3
21~30	75	5.0
31~40	32	2.1
41~50	46	3.1
51~60	12	0.8
61~70	10	0.7
71~80	11	0.7
81~90	3	0.2
91~100	8	0.5
集計母数	1500	100.0

Q5-2. 毎日タバコを10本(半箱)程度吸う人のことを考えてください。この人たちが同じ程度タバコを吸い続けた場合、こうした人たちのうち何%が生涯のうちにタバコの害が原因で肺がんになると思いますか？(NA)	度数	%
0	57	3.8
1~10	882	58.8
11~20	257	17.1
21~30	125	8.3
31~40	65	4.3
41~50	38	2.5
51~60	34	2.3
61~70	15	1.0
71~80	10	0.7
81~90	7	0.5
91~100	10	0.7
集計母数	1500	100.0

Q5-3. 毎日タバコを20本(一箱)程度吸う人のことを考えてください。この人たちが同じ程度タバコを吸い続けた場合、こうした人たちのうち何%が生涯のうちにタバコの害が原因で肺がんになると思いますか?(NA)	度数	%
	0	1.7
1~10	548	36.5
11~20	382	25.5
21~30	221	14.7
31~40	107	7.1
41~50	96	6.4
51~60	35	2.3
61~70	31	2.1
71~80	28	1.9
81~90	12	0.8
91~100	15	1.0
集計母数	1500	100.0

Q5-4. 毎日タバコを30本(一箱半)程度吸う人のことを考えてください。この人たちが同じ程度タバコを吸い続けた場合、こうした人たちのうち何%が生涯のうちにタバコの害が原因で肺がんになると思いますか?(NA)	度数	%
	0	1.5
1~10	378	25.2
11~20	314	20.9
21~30	268	17.9
31~40	175	11.7
41~50	129	8.6
51~60	61	4.1
61~70	56	3.7
71~80	48	3.2
81~90	28	1.9
91~100	21	1.4
集計母数	1500	100.0

Q5-5. 毎日タバコを40本(二箱)程度吸う人のことを考えてください。この人たちが同じ程度タバコを吸い続けた場合、こうした人たちのうち何%が生涯のうちにタバコの害が原因で肺がんになると思いますか?(NA)	度数	%
	0	1.3
1~10	273	18.2
11~20	245	16.3
21~30	239	15.9
31~40	185	12.3
41~50	206	13.7
51~60	87	5.8
61~70	64	4.3
71~80	73	4.9
81~90	55	3.7
91~100	53	3.5
集計母数	1500	100.0

厚生労働科学研究費補助金 (がん臨床研究事業)
たばこ対策による健康増進策の総合的な支援かつ推進に関する研究

分担研究報告書

アメリカ合衆国における州法の先占と地方の役割
～たばこ政策に対する先占理論の影響を中心に～
(条例等を含む地方自治及び法学的見地からみたたばこ対策に関する研究)

研究分担者 柴田 直子 神奈川大学法学部自治行政学科 准教授

研究要旨：最終年度である本年度は、喫煙規制における地方の役割について、アメリカの州レベルで生じている、いわゆる「先占」の問題を題材として考察した。政策過程における地方の役割は、1年目、2年目の研究において明らかにした、「合意形成にもとづく政策形成」や「多様性に富んだ政策のモデルの提示」があげられる。これらに加えて、特にタバコ規制においては、「住民の多数の声を反映した政策」を形成する場としては、地方が適当であると考えられる。Department of Health and Human Services の Centers for Disease Control and Prevention は、たばこ規制の各領域において、州法より厳格な地方の条例を制定することを禁じる、「先占」が行われていることを批判する。CDCの提供する STATE System を用いると、全米の各州における先占の実態と近年の傾向が明らかになる。タバコ規制に関する先占は、2005年にもっとも多く、その後、各州の努力により減少している。

A. 研究目的

アメリカ合衆国においては、早くから連邦、州、地方の各レベルの政府が、喫煙による健康被害の防止を目的とした規制を定めてきたが、その中でも、地方レベルにおける取組みは、効果も大きいと考えられてきた。日本においても、近年、路上喫煙や屋内における受動喫煙防止などの領域で、地方が条例を制定し、成果を上げている。

本研究は、特に、アメリカ合衆国の地方政府が行ってきた取組みを検討することにより、喫煙規制における地方の役割を明らかにすることを目的とする。

本研究においては、初年度は、住民と地方政

府の主導によって、州の受動喫煙防止法の内容をより厳格化することに成功した州法改正過程を分析し、地方が主導する政策形成においては、住民との協議が行いやすく、住民の合意にもとづく政策が形成されやすいことを導き出した。

ワシントン州において、受動喫煙防止のために制定された、「1985年室内大気清浄法」は、その規制が緩く不十分であったため、2005年に州民のイニシアティブによって成立した「室内喫煙に関する法律」によって、より厳格な内容へと改正された。ところで、このイニシアティブの成功の背景には、タコマ・ピアース郡保健局が数年にわたって地道に行ってきた、住民に対する啓発活動や、利害関係住民との協議があ

り、またその結果、制定された独自の条例があった。

2年目は、住民との合意形成により、厳格な受動喫煙防止条例の制定と実施に成功した、ワシントン州の地方保健局の権限と構造について、詳細に調査をおこなった。その結果、①地方保健局の特徴的な構造が、積極的な条例制定を可能とし、また、②郡内の自治体、NPO、住民との協働を容易にしたことが分かった。

最終年である本年は、引き続き、アメリカ合衆国における喫煙規制を題材として、州法による「先占」の実態と近年の傾向を明らかにし、地方の役割という視点から、その問題点を指摘する¹⁾。

地方政府が積極的に政策形成を行うようになると、それに伴い、政府間における政策の矛盾が生じる。アメリカにおいては、州政府の法律が地方の条例を排除する「先占」が、様々な法領域で生じているが、タバコ規制においても、これは重要な問題となっている。

日本では、1999年に、地方分権一括法が制定され、機関委任事務の廃止、自治事務、法定受託事務という新たな事務区分の創設、国、都道府県による関与のルール化、国地方間の係争処理の制度化、必置規制の廃止などが実現した。国と地方との関係は、上下関係から対等の関係へと置き換えられ、同時に、都道府県と市町村の関係についても、上下関係から対等の関係へと置き換えた。

この改革によって実現した条例制定権の拡大と都道府県と市町村間関係の変容は、今後、都道府県条例と市町村条例との間において政策の衝突を生じさせる可能性を生み出したといえる。従来、都道府県と市町村では、事務が競合することを回避してきたが、近年、「まちづくり」や「環境」の領域では、都道府県の条例と市町村の条例が競合するケースが多く見られようになってきている²⁾。

アメリカの連邦制度においては、州政府に主要な統治権限が与えられているため、アメリカの州と地方政府との関係は、日本では国と地方

自治体との関係に近い。しかし、本研究では、あえて都道府県と市町村との関係において、政策の競合が生じる場合の問題について考察する。そこで、政府間関係の制度には大きな相違があり、また日本においては、先占における制定法解釈の理論も異なるため、アメリカで生じるような問題が、即日本のタバコ規制において生じるとは思われない。しかし、アメリカにおいて生じている問題を考察することは、日本における喫煙規制を考える上でも、また、分権後の都道府県と市町村の関係を考える上でも、有意義であると考えられる。

B. 研究方法

アメリカにおける州法による先占の実態と最近の傾向については、Department of Health and Human Services の Centers for Disease Control and Prevention (以下、CDC) が、ホームページ上で提供している STATE システムを用いて調査を行った。

その他の部分について、政府機関のホームページ、出版物、研究書及び裁判所判決の調査を行った。

本研究においては個人情報扱いはない。

C. 研究結果

本年度においては、研究成果の還元等は、まだ実施していない。

D. 考察

I 背景

【序：条例空間の拡大】

日本においては、地方分権化に伴い、近年、地方自治体による自主条例の制定とその実施が積極的に行われるようになってきた。とくに、喫煙規制に関しては、2002年に千代田区が生活環境条例を施行し、路上喫煙を罰則付きで禁止したのを皮切りに、全国で路上喫煙禁止条例が制定されるようになった。また、2009年には、神奈川県が、屋内における喫煙を規制する条例を制定し、間もなくこの条例が施行されること

になっている。

これらの条例は、喫煙による健康被害の防止において成果を上げるであろう一方で、タバコ対策を住民の健康や安全にかかわる領域としてを条例空間に取り込み、条例空間を拡大したことにおいて大きな役割を果たしたといえる。喫煙対策は、今後、地方自治体における1つの重要な政策領域となり、市町村、都道府県のそれぞれが、独自の背景を盛り込み、多様性に富んだ政策を展開していくものと思われる。

【先占理論】

アメリカ合衆国においても、すでに、本研究の初年度の研究で明らかにしたように、住民との協議がしやすい等の理由によって、地方政府が、喫煙規制の領域においては、より有効に政策を作成し実施している。

しかし、アメリカにおいては、地方政府による条例制定が、しばしば州裁判所によって、無効と判断されている。それは、住民の健康と産業の保護を重要な関心事項とする州が、同じ領域において法律を制定し、その法律によって地方政府の条例を先占(preempt)する 경우가少ないからである。

ここで、先占(preemption)とは、元々は、アメリカの連邦制度に関する憲法理論上の原則である。この原則の下では、連邦法に直接抵触する場合はもちろん、直接の抵触はなくても、一定の領域において、州や地方政府が権限を行使できなくなる³。連邦政府と州政府との間ではたらくこの原則を、州と地方政府との間にも当てはめたのが、州法による先占の原則である。

アメリカにおいては、喫煙対策として地方政府が制定する条例が、州法による先占を理由に無効とされてしまうことが、深刻な問題となっている。

II アメリカのタバコ政策と先占

【先占に関する判例理論】

では、まず、アメリカの50州とワシントンDCにおいて、どの程度がこのような先占を行っているのか⁴。実は、アメリカにおいては、州によ

る規制が地方の条例制定を先占しているかどうかは、州法の文面を見るだけでは判断できない。アメリカにおいては、州法が先占しているかどうかは、裁判所による法解釈に委ねられるのが通常だからである。

では、裁判所は、州法がどのように規定している場合に、州法の先占を認めるのか。州法が、条文の中で、この領域においては、地方が州法と異なる内容の条例を制定することを禁じると明記する場合は、先占の意思が明白である。しかし、州が「明示的な先占」を行っていないくても、州裁判所は、州法が「黙示の先占」を行っていることを認定することもある。

アメリカにおいては、裁判所は、州法の制定過程において、例えば、賛成する意見と反対する意見の対立があり、その結果、妥協的な内容で法律が制定された場合などにおいては、法律の文言だけではなく、立法府の意図を加えて解釈することが行われている。その結果、州法が先占についてどのようなスタンスをとっているかについて完全な理解を得るためには、州の法律の文言のみではなく、裁判所の判決を合わせて読まなければならないのである。

特に、屋内における受動喫煙防止に関する法律については、州がより厳格な内容の条例による、いわゆる「上乘せ」「横出し」を認める趣旨であったかどうかは、裁判所が判断を行ってきた。

【判決により先占が認められた事例】

i) 背景 本研究において初年度から取り上げてきた、ワシントン州においても、州の「1985年室内大気清浄法」が、地方政府による受動喫煙防止条例を先占するとし、地方政府による受動喫煙防止条例を無効とする判決が州裁判所によってだされた。

ワシントン州は、受動喫煙に関する関心は低くはなく、1985年には「室内大気清浄法」を制定し、受動喫煙対策を行っていた。しかし、この法律は、レストランやバーを規制対象から外しており、2000年代には、他の州に後れをとる内容となっていた。しかし、同州の立法府にお

いては、1985年法を改正する試みは行われるものの成功はしなかった。そこで、ワシントン州の広域自治体である郡が、ニューヨーク州法（2002年）⁵など全米の受動喫煙対策規制を調査し、2003年12月3日に、州法より厳格な条例を制定したのである。

この条例は、制定から30日後に施行されたが、これに対して反対派であった遊戯業界団体（Entertainment Industry Coalition）が、この条例の無効を主張して1月9日にワシントン州Thurston郡裁判所において訴訟を提起したため、この法律が条例を「先占」しているかどうかについて、州裁判所の判断が下されることになったのである。

ii) ワシントン州裁判所による判決

この訴訟において、最終的に州最高裁判所は、1985年州法が、受動喫煙防止政策の領域を先占しているため、州法と異なる条例は無効となると判断した。詳しい経緯は、以下のとおりである。

a) 訴訟の提起を受けた郡裁判所は、係争中に条例を執行停止にするように求めた原告側の請求を退け、1月23日には、訴えを棄却する判決を行った（第1審）。

b) これに対して原告側が上訴した。州控訴裁判所は、同2月25日に、原審判決を廃し、郡条例は1985年州室内大気清浄法に抵触するため無効であるとした（第2審）。

ここで、裁判所は、州法は、飲食店等に対しては全面禁煙の適用除外を明文で認めており、この領域の規制は、州法が先占している。そのため、州法に反して飲食店等への全面禁煙を命じる条例は、州法に違反することになる、と判断した。

c) そこで、この訴訟は州最高裁判所において争われることとなった。しかし、2005年2月10日、州最高裁は原審判決を支持する判決を行い、これによって、タコマ・ピアース郡条例は、約1年の訴訟の末、無効廃止となった（第3審）⁶。

ワシントン州法には先占について明示的な規定が置かれていないにもかかわらず、先占が認

められたのである。同様の事例としては、ニューハンプシャー州等がある。

【判決により先占が否定された事例】

カリフォルニア州も、裁判所の判決に決定的な影響力があるが、同州の裁判所は、1995年の州禁煙法は、地方の条例が公共的空間や勤務空間を禁煙にすることを排除しないと判決した⁷。裁判所は、州法は喫煙について地方が規制するあらゆる意図を先占しないことを明示的に適用除外条項で示しているとし、かつ、州法と矛盾しない限度で、いかなる手段によって喫煙を禁じることもできるとした。

また、2008年、サウス・キャロライナ州においては、裁判所は、州室内大気清浄法を含む州法は、公共空間における喫煙を規制する地方の条例を先占しないと判決した⁸。

州法が地方の条例を先占するかどうかは、州裁判所の判決によって明らかにされることが多いため、アメリカの各州における先占の実態を明らかにすることは、非常に困難である。

III CDCのSTATEシステム

【STATEシステム】

各州における先占の実態と全米的な傾向を調査するために便利であるのが、CDCのSTATEシステムである。

Tobacco Activities Tracking and Evaluation（以下、STATE）Systemとは、CDCのOffice on Smoking and Health（National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion）によって開発されたデータベースである。複数のデータ・ソースを統合させることにより、包括的なサマリー・データを提供し、また、リサーチや一貫したデータ理解を助けることを意図したものであり、全州の喫煙に関する行動、人口統計、経済、環境、資金、健康への影響、コスト、そして州法について、現在の情報から、過去の州レベルの情報までを扱っている。データは、以下の4つのフォーマットで示される。

1) 「詳細レポート」——トピック（例えば、

屋内における受動喫煙の防止)、方策、(例えば、レストランにおける受動喫煙防止)、州、年(2007年からは1年が4期に分けられる)を選択し、作成ボタンをクリックすると、特定時期の特定州の特定領域における取組みに関して情報を入手することができる。

2)「州別比較レポート」——トピック(例えば、屋内における受動喫煙の防止)、年(2007年以降は1年が4期に分けられる)、方策、(例えば、レストランにおける受動喫煙防止)を選択すると、その項目に関する各州の取組みの表をHTMLかExcelの形で入手することができる。

3)「トレンド・レポート」——トピック(例えば、屋内における受動喫煙の防止)、方策、(例えば、レストランにおける受動喫煙防止)、複数のサブトピック(例えば、喫煙者への罰則、執行体制)、年、州を選ぶと、選んだ項目についてのレポートをHTMLかExcelの形で入手することができる。

4)「タバコ規制ハイライト・レポート」——喫煙、健康への影響、コスト、タバコ税などに関するデータをシステム内の複数のソースから引き出し、表示することができる。

【州法による先占の数の変遷】

まず、STATEシステムを用いて、アメリカの州レベルにおける先占の現状について見る。

全体を通して見ると、2005年第4期までは、「先占」が増加し、この年をピークに減少していることが分かる。1995年第4期においては、地方の条例を先占すると解釈される州法が16州であった。この数は、1998年にカリフォルニア州⁹において、先占が廃止された例を除けば、増加の一途をたどり、2005年第4期には、22州にまで増えた。しかし、その後、翌2006年までに、先占は5州において廃止され、2009年第3期には、13州にまで減少した。

【2004年以降の傾向—先占の相次ぐ廃止】

一般的に、州による先占的な法律は、一旦制定されると廃止することが難しいとされてきた。しかし、州は、2004年以降、室内における受動喫煙防止政策において、地方が条例を制定する

権限を保全する努力をしている¹⁰。2004年以降でみると、6州(イリノイ州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、ネヴァダ州、ニュージャージー州、オレゴン州)が、喫煙規制に関する全領域あるいは一部の領域において、先占を廃止した¹¹。

近年においては、州が新しい喫煙規制を制定する際には、旧法が明示的な先占条項を有してはいない時においても、明文の授權条項を含むことが一つの傾向となっているという¹²。州が地方によるタバコ条例を先占しないことを確実にする唯一の方法は、州法の中に地方への授權条項を入れることである、ともされている。

このような条項は、明示的に地方政府に州法とは異なる条例を制定する権限を地方に与える。このような条項によって、州法が喫煙規制条例の最低限度であり、最高限度ではないことが明らかになる。

【先占に関する近年の各州の取組み】

CDCのレポートによると、2008年の12月31日現在では、14州が、勤務空間(官・民)、レストランにおける喫煙を制限する地方の条例を明示的に先占する効果のある法律または判例を有している¹³。具体的には、ミシガン州とニューハンプシャー州の2州は、レストランについては先占しており、ノースキャロライナ州は、政府機関の勤務空間においては地方の独自政策を許すものの、民間の勤務空間とレストランにおいては州法が先占するとする。

22の州においては、地方が州の基準より厳しい地方条例を制定することを明示的に認める規定が置かれている。14州とDCは、(ニューハンプシャーやワシントンなど裁判所の決定したものを除き)勤務空間(官・民)、レストランにおける喫煙について地方が定める規制について先占が存在するかしないか明示的な文言が存在しない。(ミシガン州も、勤務空間(官・民)については先占するか否かを示していない)¹⁴。

【先占の影響——地方の役割(1)】

2008年CDCのレポート(State Preemption Fact Sheet)は、州法による先占に批判的である。では、先占によって地方の条例が排除されることの何が問題なのか。これは、タバコ規制において地方がどのような役割を果たしているのか、にかかわる。

一般的に、タバコ規制のように、規制対象となる業界が巨大である場合、より中央から離れたレベルにおける政府の方が、規制を制定しやすい、と考えられている。なぜなら、巨大な産業は、通常ロビイストを用いて政府の政策過程に強く働きかけることができるが、それに対して、受益者である一般市民は、ロビイストを用いて自らの見解を立法者に伝えることが困難だからである。

ところで、中央政府は、1つしかないため、巨大産業は、ここに十分なロビイストを送り込み、立法者に影響を与えることができるが、地方政府は、アメリカの場合、いわゆる市町村に限っても30000団体以上ある。いかに巨大産業といえども、30000団体すべてに対して、ロビイストを派遣することはできない。そこで、地方レベルの政府で作成される政策には、より一般市民の声が反映されやすいのである。

CDCは、州法の先占は、たばこ業界の支持によるものであることを指摘する。州法による先占は、巨大な産業による影響を強く受けた法律より厳格な内容をもつ、市民の声を反映した地方の条例を排除することを意味するのである。

【先占の影響——地方の役割(2)】

しかし、次章で見るように、CDCのレポートは、州法の内容が、緩やかであるか厳格であるかにかかわらず、「先占」自体に対して批判的である。たとえば、ワシントン州改正後の室内大気清浄法は、タバコ産業の影響を受けたというよりは、州民のイニシアティブによるものであり、現在においてはもっとも厳格というわけではないが、かなり厳しい規制を持つ法律である。それにもかかわらず、やはり、「先占」を問題とする。これは、地方政府の活動を通じた政策の進展(タテの広がり)の可能性と政策の多様性

(ヨコの広がり)を排除してしまうがあると考えられる。「政策の実験所」としての地方のもう1つの役割が考慮されているものと思われる。

IV 日本における条例の競合

【条例制定権限の拡大と自治体間関係の変容】

翻って日本の現状をみると、日本においては、分権化改革により条例制定権限が拡大するに伴って、住民の生活に関係する、まちづくりや環境の領域において、条例が積極的に制定されるようになってきている。その中で、千代田区による「路上喫煙」を禁じる条例の制定とこれに続いたその後の諸条例は、喫煙規制を、地方公共団体における1つの重要な政策領域へと定着させた。

喫煙規制は、地方の政策形成においては新しい分野であるため、ある条例が近隣の地方自治体に与える負の効果や都道府県条例と市町村条例との間の矛盾などに関する争いは、今のところ表立って生じていないが、今後、法的な問題を浮上させる可能性はないとはいえない。

日本においては、政府間の関係も、条例制定権の在り方も、裁判所による法律解釈の原則も異なるため、アメリカにおける先占の問題が、今後の地方自治体による規制政策に直接関係してくることはないものと思われる。しかし、日本においても、都道府県条例と市町村条例との衝突の問題が、喫煙規制に限らず、いずれかの領域において、いつか生じうるとすれば、アメリカにおける対応は、参考になると思われる。

【都道府県条例と市町村条例の競合と対応】

都道府県条例と市町村条例の衝突の問題は、分権化改革以降、理論上問題となりうる。しかし、実務上、都道府県と市町村との優劣の問題を喚起する事務の競合は、これまでも少なからず存在するものの、訴訟にまで発展するものは、分権化改革前の事例から数えても少ない。また、学説等の法解釈理論についても、この領域は、新しい問題を含むため、十分に議論し尽くされてはいない。

それでは、日本の都道府県と市町村の間では、条例の競合が生じる場合に、どのように対応してきたのか。ひろしまね自治体法務研究会の澤俊晴氏によると、市町村の条例が存在している場合に、同一事務領域の同一事務事項に関する都道府県条例をどのように扱っているかについては、大きくは、i) 都道府県条例をその市町村の区域に限って適用除外する方法、ii) 都道府県条例を適用するとともに、当該都道府県条例と同一事項について市町村条例による上乗せ・横出しなどを認める方法が取られているという。前者については、さらに、①都道府県条例と同等以上などの条件付きで知事が市町村条例の適用を承認する方法（福祉のまちづくり条例など）、②特に条件が示されることなく、知事が承認する方法等、③市町村の長と知事とが協議で定める方法等、に分類され、ii) は、①上乗せを容認する方法、②横出しを容認する方法、③重複を容認する方法等に分けられる、とする。

どのパターンを選択するかは、規制の性質が大きく関係しており、また、執行に要するコストをどちらが負担するか、などによっても変わってくる。

1つ目の地方の役割との関係において、都道府県条例と市町村条例との間で、どちらが市民の声を反映しやすいかについては、より多くの事例の研究が必要であり、一概には言えない。

しかし、2つ目の地方の役割との関係からは、地域特有の事情がより反映されやすい方法で、条例間の調整が行われることが望ましいといえる。

E. 結 論

本年度は、視点を政府間関係に転じ、日本における都道府県条例と市町村条例との競合を念頭に置きつつ、アメリカにおける州法の先占の問題について考察した。その結果、喫煙規制における地方の役割について、以下のことを導き出した。

1) タバコ規制のような、巨大な企業がかかわる規制を行う場合においては、地方政府が、より

住民の多数の意見を反映した政策形成を行える場となっている。

そのため、CDC の立場からは、タバコ政策における州の先占は望ましくないとされている。

2) 本研究における、タバコ政策における地方の役割の2つ目は「政策の多様性」である。これは、まさに、地方自治のメリットとして、教科書にも記述される、「政策の実験施設」の地方の役割を反映するものである。

各自治体特有の事情と規制の在り方に関しては、さらなるアメリカの事例の収集と日本の自治体条例との比較を行うことを当初予定していたが、事情により適わなかったため、ここでは、一般論を述べるにとどまる。

最後に、千代田区的生活環境条例の制定以降、多くの自治体によって制定された路上喫煙条例や神奈川県を受動喫煙防止条例は、たばこの問題を自治体の事務として定着させ、自治体の条例空間を拡大する役割を果たしたことは、地方自治の視点からは大きいといえる。千代田区条例は、喫煙規制の領域にとどまらず、条例の実効性を担保するための手法として、新たに「過料」という方法を実用化した点でも評価できる。これらは、喫煙規制が地方に対して果たした役割であるといえるであろう。

G. 研究発表

未定

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

【添付資料】

1) STATE システムを用いて作成した Preemption に関するレポート

【引用・参考文献】

Washington State Legislature Home Page
(<http://www.leg.wa.gov/legislature>)
Department of Health and Human Services,
Centers for Disease Control and Prevention
(<http://apps.nccd.cdc.gov/statesystem/index.aspx>)

¹ 最終年度である本年度は、日本において近年増加されつつある日本の地方自治体の喫煙規制条例等を調査し、1年目、2年目に行ったアメリカの事例との比較分析を行うことを予定していた。しかし、事情により調査が行えなかったため、計画を変更し、中央地方における政策の対立についての分析を行った。

² 澤俊晴『都道府県条例と市町村条例——自治・分権時代の条例間関係の理論』(慈学社 2007年)。

³ Stephen Gardbaum, *The Nature of Preemption*, 79 CORNELL L. REV. 767, 771 (1994).

⁴ 以下、本章と次章は、この問題について述べられた、2008年のレポート、CDC: State Preemption Fact Sheet; State Tobacco Activities Tracking & Evaluation: Smoking & Tobacco Use, (<http://apps.nccd.cdc.gov/StateSystem/index.aspx>)から引用する。

⁵ NY CLS Pub Health § 1399 (2008).

⁶ Entertainment Industry Coalition v. The Tacoma-Pierce County Health Department, 105 P. 3d 985 (2005). なお、この判決故に、以下で具体的にみる、CDCのSTATEシステムにおいて、ワシントン州は、Preemption-Yesの州に分類されている。2005年に制定された修正条項には、地方の条例制定を積極的に容認する規定は設けられていないが、上記の判決が旧法に関するものであり、どこまで有効であるか、疑問もある。

⁷ CDC 前掲注(4)報告書。

⁸ CDC 前掲注(4)報告書。

⁹ カリフォルニア州においては、1998年から先占が廃止された。

¹⁰ CDC 前掲注(4)報告書。

¹¹ CDC 前掲注(4)報告書。

¹² CDC 前掲注(4)報告書。

¹³ CDCのSTATEシステムのデータベースによると、2009年にはオレゴン州において廃止され、13州となっている。

¹⁴ 詳細については、STATEシステムを用いて作成した資料を参照のこと。

分担研究報告書

ステーク・ホルダーから見たたばこ企業の社会的責任

研究分担者 村上 了太 沖縄国際大学経済学部 教授

研究要旨： たばこ企業への批判的接近のみならず、ステーク・ホルダーの選別と禁煙社会の模索による戦略を経営学的に考察することが本稿の目的である。医療従事者以外のなすべき対策は、(1)教育効果、(2)経済的インセンティブ、(3)経営的インセンティブなどにまとめられる。本研究では、残された課題として税収を議論するステーク・ホルダーに対する社会貢献を社会的損失(経済学でいう「外部性」)の概念としての確立を訴える。社会的損失が明白となれば税収との対比による議論が可能になり、結果としてたばこ対策の根拠となるからである。都道府県単位、そして国レベルでのたばこによる社会貢献(税収、雇用)との対比での社会的損失が教育に際しての効果でのキーワードになる。

A. 研究目的

本研究の目的は、禁煙の促進策に関して経営学的な接近方法による検討を加えて、たばこ対策に関わる諸問題を解決に導くための論点整理を進めることにある。ここでの諸問題とは、たばこ対策の目的が健康増進社会のために必要鵜であり、その一方、既得権で利得をなしている利害関係者への融合と対立をどのように解決するかなど、失われる他の要素の指摘とそれに対する対策を提起することなどである。

視点としては、営業権と医療との関連を融合と分裂に関して論じていくことに特徴がある。また解決とはいえ様々な要素が絡んでいるたばこへの抜本的な解決策がないという意味において、選択肢を探ることを重視した提案を行いた

い。

たばこに関する問題の根源には分煙という妥協点が提起されることもあるが、分煙を推進するまでたばこの喫煙を続ける必然性に乏しいことも指摘しておかなければならない。分煙とは喫煙権の容認と嫌煙権の確立という双方の利害が一致しているようにも見受けられる。ただし完全分煙が説明できない限りは双方の利害を調整することは不可能に近いという主張も可能である。

そもそもたばこは嗜好品であり喫煙を強制される性格をもたない。だが、喫煙によって吐き出される煙が周囲にも悪影響を及ぼすことが少なくない。たばこにまつわる「煙」とは、禁煙、嫌煙、喫煙のみならず、節煙、防煙、分煙、断煙、離煙なども見られるようになった。本稿は、

禁煙、喫煙を巡る論争のうち、議論の整理を進めるとともに、医療従事者という視点で捉えることのできるたばこ対策について一考を加えることが目的である。

B. 研究方法

1) 概況

禁煙化に対する取り組みは、すでに地方自治体単位で行われている。もちろん各地の対策は一樣ではなく、条例の管轄部署による差異も見いだされ、必ずしも健康増進のみに限定されるものではない。すなわち健康増進や、ポイ捨て、児童福祉などに分けられる。中でも神奈川県が取り組んだ事例は、全県単位という広範な対策であるという理由から画期的な施策であったと見ることができる。

ただしこれまでの趨勢のように条例導入反対派との調整により当初のものとの修正（妥協点への収斂）も見られる。これは喫煙と禁煙の共存の視点でもあり、税収と健康との相克が存在する。そもそもたばこはその歴史的な役割を転換させてきた商品である。コロンブスの時代までさかのぼれば「儀式」に供される神秘的な「モノ」であったものが、嗜好品の役割を増して「財政」（税収確保）との関係を深めるが、儀式用具や財政物資という既得権益からさらには健康被害への認識が高まった。

2) 趨勢

景気低迷下の税収補填として各国政府は、たばこ・酒に関する増税を実施している。報道によっても「各国とも昨年以降に景気刺激や金融安定策で支出が膨らみ、急速に財政が悪化したことが背景にある。…たばこや酒が健康に及ぼす悪影響に国民の関心が高まったことも政府が

増税に動く一因だ¹という指摘が世界の趨勢の一端を物語る。この記事によると2009年の近況としてたばこは値上げの一途にあり、その目的は健康増進や税収確保などのいくつかの目的達成のために導入されている。

ただしたばこ税の値上げ幅はかつてから増税反対運動にもよって、10%前後に抑制されてきた。さらに、欧米と比較すると価格は総じて低く設定されている。相対的な低価を理由に、またその値上げ幅を欧米の事例に一つの基準を設定することにより、消費抑制効果をも狙った戦略が展開される。

さらに「わが国でも、予防しうる単一で最大の疾患・早死の原因であることは明らかにされているにもかかわらず、たばこ健康に関する情報提供・啓発普及を中心とした取り組みだけで、たばこ規制のための環境整備を怠ってきたことが問題である²という指摘もある。

また「たばこをなくすことができれば、最大の死亡原因や疾患原因を取り除くことができるわけであり、国民の健康を守るためには、非常に重要かつ焦眉の課題といえるものの、わが国においては、これらのことが十分周知されているとはいいがたい³という指摘がある。規制の必要性が都道府県、市町村などでの格差を生む一方、国としての規制も必要とされる。

3) 所管

禁煙社会のアプローチには、健康増進のみならず、環境美化や児童福祉からのものもある。

¹『日本経済新聞』2009年9月9日。

²大島明「わが国におけるタバコ規制の現状と課題」日本WHO協会『目で見るWHO』第41号、2009年、19ページ

³大野竜三「脱タバコ社会の実現を目指す日本学術会議の取り組み」『医療経済研究』Vol19 No3、2008年、202ページ。

表1にまとめたように、たばこに関する政府機関の立場は、空き缶や空き瓶とともにポイ捨てを禁止する環境美化、屋外設置の自動販売機の移設に関する児童福祉、屋内の喫煙そのものの禁止である健康増進などその所管によって性格（取り扱い）を異にする。健康増進の側面からたばこが対象となってきたものの、歴史をひもとけば無所管の物質（儀式用具として）から財政物資（財政物資として）へと転換し、現代の健康阻害物質（有害物質として）へと位置づけが転換してきた。

そもそもは税収と健康の両輪の問題があることは明白である。国内の省益への対立がある一方、世界機関であるWHOは禁煙というよりは「保護」に重点を置いているように見られる。他には航空法での航空機内の化粧室での喫煙行為を安全阻害行為として機長の権限で抑止できる行為が条文に明記され、また未成年者喫煙禁止法による未成年者の喫煙に関する取り締まり対象にも設定されている。

C. 考察

1) 社会的損失を伴う企業システム

日本での特定非営利活動法人（NPO法人）による禁煙支援、また英米両国でのチャリティ組織による支援などが行われている。

企業システムでの非営利法人との連携でいえば、JTではすでにNPOへの助成措置が「青少年の育成に関するNPO助成事業」を推進している。企業のCSR活動の一環としてNPO法人への助成が行われている⁴。この助成制度および助成先を見ると対象は全国に渡り、青少年への関与を進めている。営利性を追求しながらも社会的利

⁴JTのウェブサイト

(<http://www.jti.co.jp/csr/contribution/social/npo/>:2010年1月15日)に活動の内容が記されている。

益を追求することは、たばこ企業においてはCSRとも関連性が生ずる課題となる。未成年者への対策がたばこ企業および禁煙活動組織からも問題とされていることは両者の一致を見ているわけである。

2) 共存を前提とする企業システム

企業に営業権があるとすれば、たばこ事業法に記された商品の製造や販売行為を規制することは、販売時点での管理が限度である。販売時点での管理の方法として、TASPOによる未成年者への販売禁止の他には、禁煙による啓発活動がある。

たばこに関しては、需要減退効果に効果的とされるのがたばこ税増税を含んだ価格政策の必要性に関する論争がある。そもそも価格政策に関しては次のような指摘がある。すなわち「たばこの増税は税収増加をもたらすとともに、未成年の喫煙開始を防止し、たばこ関連疾患に関する医療費や所得・労働力・税収の損失などの健康面の損失、火災に伴う損失、清掃費用など環境面の損失、喫煙時間分の労働力の損失など様々な社会的損失も防止する」⁵が必要である。

⁵五十嵐中、池田俊也、後藤励他「たばこ増税が総税収に及ぼす影響の推計」『禁煙科学』第2巻第3号、2008年、25ページ。

表1 たばこの利害関係者（省庁と主な取り組み）

	取り組み	目的
財務省	たばこ事業法	国内産葉たばこの生産および買い入れ、たばこ製造、販売の調整により、たばこ産業の健全な発展を図り、財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資する
	日本たばこ産業株式会社法	政府はJT株式総数の2文の1以上を保有し、今後の株式の増加数も含めJTの発行済み株式総数3文の1を超えるものでなければならない
厚生労働省	健康日本21	たばこの健康被害についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止、受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり（分煙）、禁煙希望者に対する禁煙支援
国土交通省	航空法	航空機内の安全阻害行為として、機長は便所（化粧室）内での喫煙を抑止する
警察庁	未成年者喫煙禁止法	未成年者への喫煙の取締（販売）
文科省	未成年者喫煙禁止法、学習指導要領	児童・生徒の喫煙行為
総務省	火災	ポイ捨て（火の不始末）による火事
WHO	世界たばこ規制枠組条約	たばこの消費およびたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境および経済に及ぼす破壊的な影響から現在と将来の世代を保護する

注：一部筆者が事項を追加した。

出所：『週間東洋経済』2007年3月24日号、60ページ。

たばこ事業法に規定されたことが不変である限りは国内では合法的な製品である。これを前提にすれば、価格政策による需要減退策が効果的であり、その一つの指針として「1箱いくらまでの値上げ（増税を含む）が必要か」という議論が登場する。その際、為替レートの変動により名目価格の変動が常に存在しており、欧米並みの価格水準に近づけるといふ議論は根拠に乏しくなる。むしろ消費抑制や税収増大に関する議論が展開されるのであれば、当該国の1人

あたりGDPに対する1箱あたりのシガレット価格が議論の対象にされる必要がある。

3) 禁煙推進の経営システム

経済的インセンティブの他に、関連する製品の開発と市場への流入では、電子たばこにも言及しておく必要がある。たばこ事業法では、第二条で「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ属の植物をいう。二 葉

たばこ たばこの葉をいう。三 製造たばこ葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう」とある。

電子たばこはニコチンの含有の有無によっては、たばこ事業法が適用される場合がある。法律上のたばこ製品としてのたばこ、そして禁煙の目的が健康増進に限定されるか否かにも影響を及ぼす。見方を変えればたばこの市場が他の製品に浸食されている現象は、製薬企業による禁煙製品や、電子たばこや関連製品などの流入によって説明されるものかどうかを理解する必要がある。

D. 社会的損失のエビデンス

健康か税収かという議論について一つの方向性を考える場合、収入と支出のバランスである。たばこによる収入の一方、社会的損失は下記のように指摘されている。たとえば「健康おきなわ2010」では「疫病による直接的医療費、疫病のための休業による所得損失及び企業の経費負担、たばこが原因の火災損失等が含まれる。1993年に医療経済研究機構が試算した喫煙による社会的損失は、少なくとも年間4兆円に達し、たばこの税収を大きく上回った。1992年での推計では、少なくとも年間392億円の社会的損失となり、県及び市町村のたばこ税収の6.5倍であった」⁶と指摘されている。

これを見る限りはたばこ税が国や地方自治体にもたらされている一方、社会的損失が税収を上回ることが明白になっている。合法的な製品（たばこ事業法で認められた製品であり、所定の納税を済ませている）であることが正当性を有する議論であるかのように見える。利害関係

者の分類に進めば、行政機関においても財務省以外は基本的には禁煙の姿勢が強いといえる。

「健康おきなわ21」によると、喫煙率の下落には、①未成年者、20～40代、妊婦、②やめたい人を増やし、やめられる人から ③関係機関・関係団体とネットワークを充実させる、などの点が必要であると指摘されている⁷。

これらの作業が医療機関以外のステーク・ホルダーが導入できる禁煙支援策でもある。

E. 研究成果の還元活動

1) 啓発活動

医療従事者以外のステーク・ホルダーによる禁煙社会の普及には広報活動が有効である。すでに各地で取り上げられている方策の一つとして今年度は、「川柳で広げる禁煙の輪 -各地のたばこ対策の事例を含めて」（平成21年度厚生労働科学研究がん臨床研究推進事業研究成果発表会）の開催による啓発活動を実施した。一般市民向けとした今回の企画では、各地のたばこ対策は一樣ではないため、たとえば京都府での取り組みや名古屋での取り組みを沖縄県で紹介して理解を深めることが目的であった。

2) 教育活動

教員免許更新講習として「たばこを考える講習」を選択科目で6時間の教育プログラムを前年度に作成した。今年度は実施の段階であったが、受講生が開催基準(5人以上)に達せず、開講には及ばなかった。

だが、履修に関する事前アンケートから得られたことは、下記の通りである。「学校現場において、中高生の喫煙問題に向き合う上で、正しい知識をえるため」、「喫煙について授業や指導が多いので、今一度たばこの理解に努めたい」などが記されており⁸、禁煙に対する教育現場へ

⁶沖縄県福祉保健部『健康おきなわ2010』2002年、49ページ。

⁷沖縄県福祉保健部『健康おきなわ21』2008年、40ページ。

⁸沖縄国際大学教員免許更新講習プログラム「タ

の普及も課題である。たばこへの教育として、小中学校および高等学校などの教育機関との事業の連携と継続である。

F. 結語

第一点は、たばこに対する理解を深化させる際、社会的損失を正確に算出できる統計技法の確立である。たばこに対する社会的損失（経済学でいう外部性）の精緻化と理解の深化が今後とも必要である。具体的にはたばこが関係する自動車事故、火災、傷病などの統計的な分析と情報開示である。さらに税収や経済波及効果以上に損失がもたらされるという論拠の確立が必要となる。

第二点は、地域格差である。神奈川県のように都道府県や市町村単位でのたばこ対策には格差がある。格差の解消とは、たとえば1) 路上喫煙対策の地域格差、2) 健康教育の開催頻度などが列挙される。

第三点は、経済的インセンティブの一つとしての価格政策である。ニコチン代替製品の値下げ、もしくはたばこよりも低価であるという認知度の向上も有効な対策である。スウェーデンでのスヌースとシガレットの価格差から得られたことは、禁煙した方が経済的に得策であるという意識を喫煙者にもたらすための方策には、欧米のたばこ価格への接近とともに有効である。

第四点は、欧米並みの価格には為替変動リスクが含まれている。したがって、国民1人あたりのGDPに対するたばこ価格など変動要因を除去した議論が必要である

第五点は、社会におけるたばこの有害性の認知度の高揚である。未成年者喫煙禁止法、健康増進法、たばこ事業法などたばこに関わる各種の法律が存在し、また各地の条例がある。これらが所轄官庁や部署単位で位置づけが異なっていることにたばこ対策の問題がある。たばこ対

策とは行政組織の一つの側面にすぎず、横断的な対策へと対策を深化させる必要性もある。

G. 研究発表

【発表論文】

村上了太「医療従事者以外の利害関係者によるたばこ対策－企業の社会的責任を含めた経営学的検討－」沖縄国際大学経済学部『経済論集』第6巻第2号、2010年3月（予定）

【その他】

「川柳で広げる禁煙の輪 -各地のたばこ対策の事例を含めて」平成21年度厚生労働科学研究がん臨床研究推進事業研究成果発表会（主催者：村上了太）、2010年1月29日～30日開催（沖縄国際大学）

H. 知的財産権の出願・登録状況

（該当なし）

「バコを考える講習」

(<https://www.kousinkousyu.jp/okiu/e/>) によるアンケート（集計結果とともに非公開）。

川柳で広げる禁煙の輪 -各地のたばこ対策の事例紹介を含めて-
(平成 21 年度一般向け厚生労働科学研究成果発表会)

プログラム

平成 22 年 1 月 29 日 (金) 9 号館 204 教室

- 13:00～13:05 開会の辞・研修会趣旨の説明 村上了太 (沖縄国際大学)
- 13:05～13:30 第一報告 廣瀬牧人 (沖縄国際大学)
- 13:30～13:55 第二報告 松崎大介 (沖縄国際大学)
- 13:55～14:20 第三報告 繁田正子 (京都府立医科大学)
- 14:20～14:45 第四報告 水島早苗 (日本禁煙学会認定指導者)
- 14:45～15:00 前半まとめ報告 吉見逸郎 (国立保健医療科学院)
- 15:00～15:10 休憩
- 15:10～15:40 基調講演① 高橋裕子 (奈良女子大学)
- 15:40～16:10 基調講演② 三浦秀史 (禁煙マラソン事務局長)
- 16:10～16:15 第一日目閉会挨拶

研究協力者：平井朗 (国立保健医療科学院)、師岡康江 (城北病院)

平成 22 年 1 月 30 日 (土) 9 号館 204 教室

- 10:00～10:05 本日の予定他 村上了太 (沖縄国際大学)
- 10:10～12:00 川柳講評会 (たばこ対策のあり方を含めた質疑応答を含む)
- 12:00～13:00 昼食・休憩
- 13:00～14:55 補足説明・フリーディスカッション
- 14:55～15:00 閉会の辞

場所

沖縄国際大学 9 号館 204 教室 (〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾 2-6-1)

主催

平成 21 年度厚生労働科学がん臨床研究「たばこ対策による健康増進策の総合的な実施の支援かつ推進に関する研究」 (研究代表者 国立保健医療科学院 林謙治)

共催

財団法人 日本対がん協会

厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業
たばこ対策による健康増進策の総合的な支援かつ推進に関する研究
分担研究報告書

たばこ対策のステークホルダー分析

研究分担者 曾根 智史、武村 真治 (国立保健医療科学院 公衆衛生政策部)
研究協力者 児玉 知子 (国立保健医療科学院 人材育成部)

今後のたばこ政策の推進に資するため、ステークホルダー分析の手法を用いて、未成年防煙の推進、飲食店禁煙化の推進、たばこ税増税の推進の3つの政策について、現時点でのステークホルダーの立場や影響力の整理を行った。その結果、①個々のたばこ政策によって重要なステークホルダーが異なること、②議員の場合、喫煙自体に賛成・反対という立場と、増税に賛成・反対という立場は異なる場合があること、③たばこ産業側も、個々の政策については、意見が必ずしも一致していない可能性があること、等が指摘された。今回の結果で中立かつパワーが大きいとされた「市町村」「都道府県」などの行政やマスメディアの支持の有無は重要な要素と考えられ、これらのステークホルダーに対するアプローチとして、世論を喚起するなどのアドボカシー戦略が重要になってくるものと考えられた。

A. 研究目的

たばこ規制枠組み条約の発効や地方自治体独自の取り組みにより、たばこ対策が進展した一方、それによってたばこ産業やたばこ対策に関わる関係者（ステークホルダー）の立場や影響力が従来そう考えられていたものより変化してきている可能性が出てきた。たばこ対策を推進していく上で、現時点におけるこれらステークホルダーの立場や影響力を整理しておくことは十分な意味があると考えられた。そこで、主要なたばこ対策について、ステークホルダー分析の手法を用いて、現時点でのステークホルダーの立場や影響力の整理を行ったので報告する。

B. 研究方法

1. 平成21年10月16日、研究分担者2名

(曾根、武村)によって、PAHO (Pan American Health Organization) から出された Kammi Schmeer の「Stakeholder Analysis Guidelines」にしたがって行った。

2. 政策を選択する…たばこ政策のうち、「現在議論が進行中であること」、「社会全体に大きなインパクトを与えること」を基準として、以下の政策を選択した。

- ・未成年の防煙の推進（たばこ対策に対して、本音、本気で取り組むのか）
- ・飲食店の禁煙化の推進（たばこを吸う権利）
- ・たばこ税の増税の推進

3. 主要なステークホルダーを同定する…たばこ政策に関係しうるステークホルダーを列挙し、民間セクター、公的セクター、市

民社会に分類し、以下のように整理した。

・民間セクター (赤) …JT、JT の一般株主、JT のメインバンク、たばこ協会、PM、たばこ小売業者、たばこ自販機業者、製紙企業 (巻紙)、たばこ製造業者、たばこ農家、飲食店 (たばこ客不要)、飲食店 (たばこ客必要)、医療機関、医師会、製薬企業

・公的セクター (緑) …厚生労働省、財務省、文部科学省、農林水産省、都道府県 (衛生部局)、市町村 (衛生部局)、都道府県 (財務)、市町村 (財務)、警察、議員 (たばこ反対)、議員 (たばこ賛成)、WHO

・市民社会 (黄) …NHK、民放テレビ局、新聞雑誌 (たばこ広告なし)、新聞雑誌 (たばこ広告あり)、小学校、中学校・高校、大学、文化人 (たばこ反対)、文化人 (たばこ

賛成)、

研究者 (たばこ反対)、研究者 (たばこ容認)、NPO (たばこ反対)

4. 文献 2～11 を参考にしながら、各ステークホルダーについて、パワーの程度 (大きい、中程度、小さい) と賛成の程度 (賛成、中立、反対) を分析し、両者の軸で構成される「ステークホルダーマトリックス」に位置づけた。

5. 「ステークホルダーマトリックス」の結果を考察し、たばこ政策を効果的に推進するための具体的な方策を検討した。

C. 研究結果

それぞれのたばこ政策に関する「ステークホルダーマトリックス」の結果を、表 1～3 に示す。

表 1 「未成年の防煙の推進」に関するステークホルダー分析

	非常に賛成	賛成	中立
パワーが大きい	中学校・高校 小学校 文部科学省 医師会 議員 (たばこ反対) 文化人 (たばこ反対)	警察 たばこ小売業者 大学	新聞雑誌 (たばこ広告なし) 新聞雑誌 (たばこ広告あり) 民放テレビ局
パワーが中程度	厚生労働省 研究者 (たばこ反対) WHO NPO (たばこ反対) 都道府県 (衛生部局) 市町村 (衛生部局)	NHK たばこ自販機業者 JT 飲食店 (たばこ客不要)	議員 (たばこ賛成) 財務省 農林水産省 都道府県 (財務) 市町村 (財務) 文化人 (たばこ賛成) 研究者 (たばこ容認) たばこ協会
パワーが小さい	患者・患者遺族	PM 製紙企業 (巻紙) たばこ製造業者 たばこ農家	飲食店 (たばこ客必要) 製薬企業 医療機関 JT の一般株主 JT のメインバンク

表2 「飲食店の禁煙化の推進」に関するステークホルダー分析

	賛成	中立	反対
パワーが大きい	飲食店（たばこ客不要） 都道府県（衛生部局） 市町村（衛生部局） 新聞雑誌（たばこ広告なし） 厚生労働省 議員（たばこ反対） 文化人（たばこ反対）	都道府県（財務） 市町村（財務） NHK 民法テレビ局	飲食店（たばこ客必要） 議員（たばこ賛成） 文化人（たばこ賛成） 新聞雑誌（たばこ広告あり）
パワーが中程度	NPO（たばこ反対） 研究者（たばこ反対） PM	財務省 農林水産省 文部科学省	JT たばこ協会 たばこ自販機業者 たばこ小売業者
パワーが小さい	WHO 患者・患者遺族	警察 医師会 医療機関 製薬企業 小学校 中学校・高校 大学 研究者（たばこ容認）	JTの一般株主 JTのメインバンク 製紙企業（巻紙） たばこ製造業者 たばこ農家

表3 「たばこ税の増税の推進」に関するステークホルダー分析

	賛成	中立	反対
パワーが大きい	議員（たばこ反対） 厚生労働省 NPO（たばこ反対） 文化人（たばこ反対）	財務省 NHK 新聞雑誌（たばこ広告なし）	JT たばこ協会 議員（たばこ賛成） 民放テレビ局 新聞雑誌（たばこ広告あり） 文化人（たばこ賛成）
パワーが中程度	都道府県（衛生部局） 市町村（衛生部局） WHO 研究者（たばこ反対） PM 製薬企業 医師会 医療機関	都道府県（財務） 市町村（財務）	たばこ自販機業者 たばこ小売業者 JTの一般株主 JTのメインバンク 農林水産省 たばこ農家
パワーが小さい	患者・患者遺族	文部科学省 警察 小学校 中学校・高校 大学 研究者（たばこ容認） 飲食店（たばこ客不要）	製紙企業（巻紙） たばこ製造業者 飲食店（たばこ客必要）